

平成21年度当初予算（要求ベース）の概要

1 予算要求額

(単位：億円)

区 分	20年度当初予算額 A	21年度当初要求額 B	B/A (%)
一般会計	(5,046)	(5,023)	(99.5)
	6,839	6,572	96.1
特別会計	2,740	3,007	109.8
企業会計	128	101	79.2

() は一般財源

2 歳入見込み

現時点における21年度の歳入見込みは以下のとおり。

(単位：億円)

区 分	平成20年度 当初予算額 A	平成21年度 見込額 B	増減額 B-A	増減率 (B-A)/A	
一 般 財 源	県 税	2,649	※1 <△134> 2,252	<△134> △ 397	△15.0%
	うち 法人関係税	936	※1 <△134> 521	<△134> △ 415	△44.3%
	その他の税目	1,713	1,731	18	1.1%
	地方消費税清算金	343	362	19	5.5%
	地方譲与税	43	※2 <120> 154	<120> 111	258.1%
	地方特例交付金	30	25	△ 5	△16.7%
	地方交付税等	1,717	2,076	359	20.9%
	うち 地方交付税	1,470	1,576	106	7.2%
	臨時財政対策債	247	500	253	102.4%
	そ の 他	78	70	△ 8	△10.3%
小 計	4,860	4,939	79	1.6%	
特 定 財 源	国庫支出金	758	699	△ 59	△7.8%
	県 債	664	526	△ 138	△20.8%
	うち 行政改革推進債	123		△ 123	皆減
	そ の 他	369	324	△ 45	△12.2%
小 計	1,791	1,549	△ 242	△13.5%	
合 計	6,651	6,488	△ 163	△2.5%	
臨時的歳入対策		188	84	△ 104	△55.3%

※1は制度改正（地方法人特別税の創設）による影響額であり、「県税」及び「法人関係税」の増減額からこれを差し引くと、「県税」については△263億円（△9.9%）、「法人関係税」については△281億円（△30%）となる。

※2も制度改正（地方法人特別税の創設に関連した地方法人特別譲与税の創設）による影響額であり、「地方譲与税」の増減額からこれを差し引くと、△9億円（△21%）となる。

3 一般会計予算（要求ベース）の収支見込み

現時点の歳出要求額をベースに、21年度の歳入見込みを算出し、差し引きの収支状況を試算すると、次のとおり。

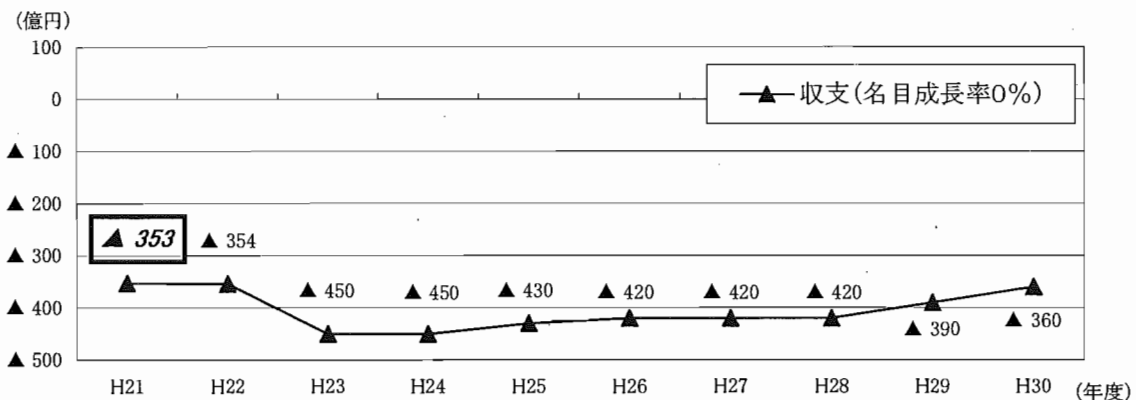
（ただし、今後の予算査定等により以下の数値は変動する予定）

区 分	21年度予算(要求)ベース	(参考) 給与カット(119億円)前の収支
歳入見込み A	6,488 億円	6,488 億円
歳出要求額 B	6,572 億円	6,691 億円
収 支 A-B	△ 84 億円	△ 203 億円

収支不足解消のための臨時的歳入対策の内訳(予定)

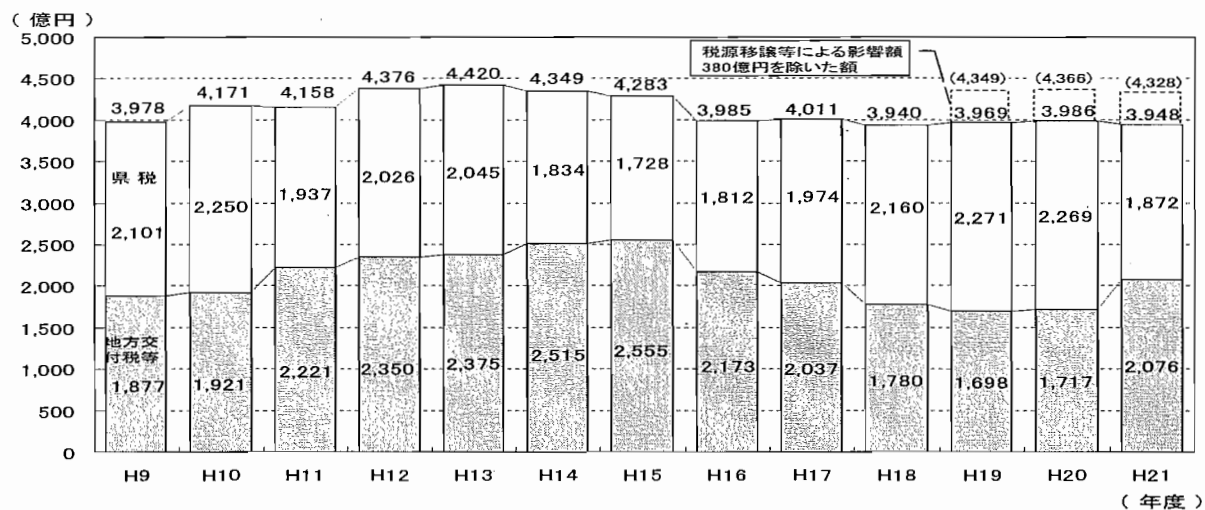
ア 遊休土地の売却	10 億円	
イ 特定目的基金からの借入	35 億円	
ウ 企業会計からの借入	39 億円	合計 84 億円

<参考> 前回(改革前:H20.8月)の収支見通し



※ 昨年8月に公表した収支見通しを前提とすると、収支不足額は353億円から84億円まで大幅に縮小(▲269億円)しており、これは、独自の給与カット(約119億円)や人件費・内部管理経費の削減(約57億円)など、行財政構造改革大綱2008に基づき着実に改革に取り組む効果等によるものである。

(参考1) 県税・地方交付税等を合わせた額の推移 (当初予算ベース)

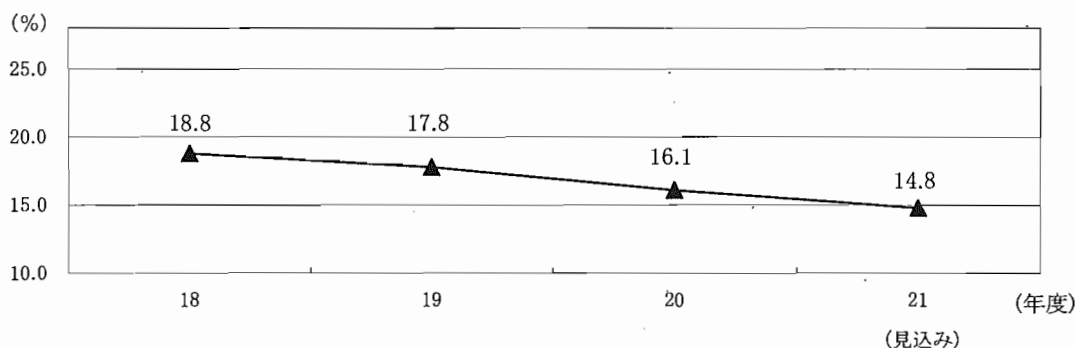


※地方交付税等：地方交付税＋臨時財政対策債

※H11年度は骨格予算のため、6月補正後予算額

※三位一体の改革による税源移譲による制度改正の影響等により、H19に県税・地方交付税等が約380億円増加しているが、これは歳出の増に合わせたものであり、実質的な増にはつながっていない。

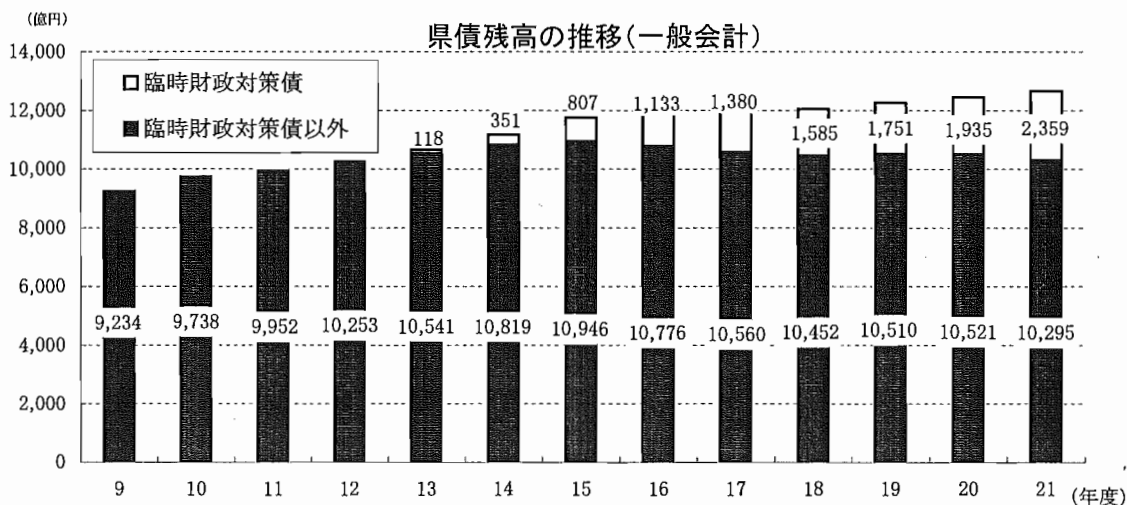
(参考2) 実質公債費比率の推移



(参考3) 一般会計県債残高見込み (臨時財政対策債以外)

(単位：億円)

20年度末残高見込 (1月補正後) A	21年度借入見込 B	21年度元金償還 見込 C	21年度末残高見込 A + B - C
10,521	526	752	10,295

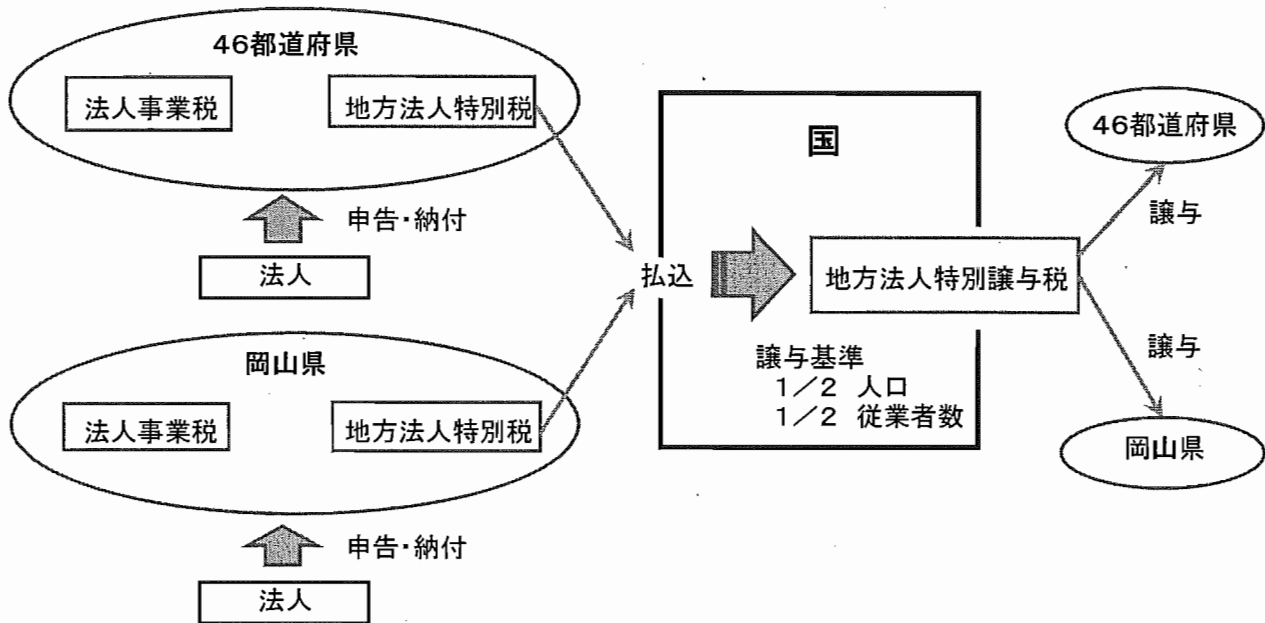


※ 19年度までは決算額、20・21年度は現時点における見込みであり、今後、繰越等の状況により異動がある。

(参考4) 地方法人特別税について

○ 地方法人特別税とは

都市部に偏在する法人事業税の税収の一部を国税化して、これを平準化するために創設されたもの。



○ 影響額

(平成21年度)

法人事業税の減収額	▲ 134億円
地方法人特別譲与税による増収額	+ 120億円
	▲ 14億円

(平成22年度)

法人事業税の減収額	▲ 222億円
地方法人特別譲与税による増収額	+ 259億円
	+ 37億円

※ 地方法人特別税は、都道府県が収入してから国が譲与するまでの間に3月余のタイムラグが生じるため、平年度化されるのは平成22年度からとなる。